



島根県報

平成18年 7月18日 (火)
第 1,795 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	(医 療 対 策 課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農 村 整 備 課)	2
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	6
公安告示		
貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	6

告 示

島根県告示第764号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額 (昭和48年島根県告示第235号) の一部を次のように改正し、平成18年 7月18日から適用する。

平成18年 7月18日

島根県知事 澄 田 信 義

歯科診療費の項中

- 「アタッチメント (アバットメントを含む。) 使用材料の購入価格に100分の105を乗じて得た額」を
- 「アタッチメント (アバットメントを含む。) 使用材料の購入価格に100分の105を乗じて得た額

インプラント上部構造料

全部鑄造冠料

- 白金加金 1本につき 62,720円
- 金合金 1本につき 62,805円

前装冠料

(硬質) レジン前装冠

- 白金加金 1本につき 69,530円
- 金合金 1本につき 68,705円
- 14K 1本につき 59,030円
- 金パラ 1本につき 56,710円

陶歯前装冠

- 白金加金 1本につき 75,455円
- 金合金 1本につき 74,635円
- 陶材焼付冠 1本につき 78,005円
- 陶材焼付用チタン 1本につき 71,555円

橋体 (前歯部)

レジン前装金属裏装(ハイブリッドセラミック前装を含む。)

白金加金 1本につき 66,200円

金合金 1本につき 65,380円

14K 1本につき 66,490円

金バラ 1本につき 64,170円

に改める。

陶歯前装金属裏装

白金加金 1本につき 75,380円

金合金 1本につき 74,560円

陶材焼付冠 1本につき 76,495円

陶材焼付用チタン 1本につき 71,255円

橋体(臼歯歯部)

金属

白金加金 1本につき 61,400円

金合金 1本につき 60,575円

陶歯・陶材

白金加金 1本につき 75,235円

金合金 1本につき 74,415円

陶材焼付冠 1本につき 79,780円

陶材焼付用チタン 1本につき 73,835円

レジン前装金属裏装

白金加金 1本につき 61,005円

金合金 1本につき 60,270円

14K 1本につき 59,850円

金バラ 1本につき 58,275円

橋体(前歯・臼歯)

オールハイブリッドセラミック 1本につき 66,780円

」

島根県告示第765号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年7月18日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市千酌土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

大西 博 松江市美保関町千酌950番地

大西 求 松江市美保関町千酌402番地

大西 正富 松江市美保関町千酌1256番地

大西 耕 松江市美保関町千酌1097番地

大西 三郎 松江市美保関町千酌1049番地

大西 諭吉 松江市美保関町千酌946番地 1

大西 正男 松江市美保関町千酌445番地

佐伯 英夫 松江市美保関町千酌109番地 3
大西 幸吉 松江市美保関町千酌408番地 1
松本 眞美 松江市美保関町千酌389番地

監事

佐伯 壹賀 松江市美保関町千酌1046番地
大西 正 松江市美保関町千酌467番地
大西 廣太 松江市美保関町千酌466番地

2 就任年月日

平成18年 3 月28日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

大西 博 松江市美保関町千酌950番地
佐伯 英夫 松江市美保関町千酌109番地 3
大西 耕 松江市美保関町千酌1097番地
大西 正富 松江市美保関町千酌1256番地
大西 秀治 松江市美保関町千酌1126番地
大西 諭吉 松江市美保関町千酌946番地 1
大西 正男 松江市美保関町千酌445番地
松本 義道 松江市美保関町千酌470番地
大西 求 松江市美保関町千酌402番地
松本 眞美 松江市美保関町千酌389番地

監事

佐伯 壹賀 松江市美保関町千酌1046番地
大西 三郎 松江市美保関町千酌1049番地
大西 幸吉 松江市美保関町千酌408番地 1

島根県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 7 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

齋藤 眸 益田市高津 5 丁目19番17号
寺戸 和憲 益田市美都町三谷32番地
佐伯 敏夫 益田市匹見町澄川イ 435番地 1
橋本 正嗣 鹿足郡津和野町滝元407番地
三浦 満 益田市有田町938番地 2
須藤 直紀 益田市飯田町541番地
大谷 榮 益田市遠田町2141番地
海老谷経介 益田市美都町山本イ 229番地 2

俵 喜朗 益田市匹見町石谷イ290番の1地
林 利彦 益田市桂平町1092番地
大畑 正 益田市下本郷町704番地1
千振 徹朗 益田市金山町イ350番地1
伏谷 正明 益田市赤雁町口513番地
岡崎 茂匡 益田市戸田町イ477番地2
村上 量彦 益田市隅村町382番地2
坂本 豊 益田市長沢町イ173番地1
渡辺 隆 益田市安富町388番地
橋本 憲治 益田市白上町イ1098番地8

監事

中村 薫 益田市昭和町1番13号
山根 守男 益田市美都町山本イ318番地
中島 浩二 益田市戸田町イ965番地1

2 就任年月日

平成18年6月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

齋藤 眸 益田市高津5丁目19番17号
橋本 正嗣 鹿足郡津和野町滝元407番地
三浦 満 益田市有田町938番地2
尾庭 茂喜 益田市虫追町イ796番地3
伏谷 正明 益田市赤雁町口513番地
林 利彦 益田市桂平町1092番地
石川 哲朗 益田市薄原町口194番地8
大畑 正 益田市下本郷町704番地1
大谷 榮 益田市遠田町2141番地
須藤 直紀 益田市飯田町541番地
桐田 泰治 益田市馬谷町口221番地
宅野 昭二 益田市横田町2366番地2
千振 徹朗 益田市金山町イ350番地1
銭本 英幸 益田市戸田町口327番地
田中 克典 益田市美都町仙道106番地
斉藤 光俊 益田市美都町仙道1514番地
澄川 八紘 益田市美都町三谷1217番地
長田 佳夫 益田市美都町小原59番地5
田中 宜 益田市美都町笹倉1085番地
寺戸 和憲 益田市美都町三谷32番地
山田 祥二 益田市美都町都茂1159番地13
海老谷経介 益田市美都町山本イ229番地2
河野 末市 益田市美都町山本イ1346番地
小澄 勇 益田市美都町山本イ217番地3
彌重 佐一 益田市美都町丸茂1739番地

河上 勇 益田市美都町久原191番地
廣永 浩二 益田市美都町宇津川口636番地 1
土佐 則幸 益田市美都町宇津川口320番地10
佐伯 敏夫 益田市匹見町澄川イ435番地 1
河野 厚司 益田市匹見町道川イ201番地
渡邊 健一 益田市匹見町匹見イ1349番 3 地
森 正樹 益田市匹見町匹見イ596番地 1
大谷 邦寿 益田市匹見町紙祖イ1155番地
寺戸 保人 益田市匹見町広瀬イ328番地
大谷 寿一 益田市匹見町道川口195番地

監事

田中 晃 益田市美都町仙道773番地
山根 守男 益田市美都町山本イ318番地
吉田 公暢 益田市匹見町落合イ250番地
河野 二美 益田市美都町宇津川口407番地 1
俵 喜朗 益田市匹見町石谷イ290番の 1 地
三浦富士義 益田市匹見町道川口148番地 2
大内 功 益田市川登町293番地
中村 薫 益田市昭和町 1 番13号
中島 浩二 益田市戸田町イ965番地 1

島根県告示第767号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年 7 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市島根町多古413 小川 満治
" 島根町野井269 村上 俊
" 島根町加賀75 - 1 品川 定弘

(2) 加入区

島根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第768号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年7月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 朝日2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町里方1315番1	1号
" 1318番1	2号
" 1311番1	3号
" 1307番1	4号
" 964番2	5号及び6号
" 967番2	7号
" 984番15	8号
" 989番	9号
" 990番4	10号
" 990番2	11号
" 994番1	12号
" 999番	13号
" 1001番2	14号
" 1001番	15号
" 1314番1	16号

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第71号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により告示する。

平成18年7月18日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 2級
- 2 検定実施日時
平成18年10月7日（土） 午前8時30分から午後5時まで
- 3 検定実施場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター
- 4 受検定員

5人程度

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年 8月10日（木）から同年 8月16日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8時30分から午後 5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

㊦ 写真（申請前 6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

9 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会の共同で実施する。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 26 0110 内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。